苫小牧市国民健康保険税課税限度額の改正(案)について【概要】

1 改正の目的

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、令和元年度から基礎課税額61万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額が16万円の合計96万円に定められています。

苫小牧市の課税限度額は、令和元年度から基礎課税額54万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額16万円の合計89万円であり、法定限度額より7万円低い状況となっています。

平成30年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税収不足分を補うため税率を上げる必要があります。税率の改正を行うことになると、低所得、中間所得の世帯への負担増を伴うことから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、現行の課税限度額を法定限度額に引き上げます。

この課税限度額の改正は、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、課税限度額の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を61万円に改正し、 令和2年度、令和3年度の2か年で段階的に実施します。

課税限度額	現 行	改正後	引上額
基 礎 分	540,000円	610,000円	70,000円
支 援 分	190,000円	190,000円	改正なし
介護分	160,000円	160,000円	改正なし

各年度の課税限度額

課税限度額	令和 2 年度	令和3年度	
基 礎 分	580,000円	610,000円	
支 援 分	190,000円	190,000円	
介護分	160,000円	160,000円	

3 実施日 令和2年4月1日(予定)

4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の22,855世帯(介護該当8,525世帯)のうち、限度額改正により影響がある世帯数は次のとおりです。

課税区分	限度額超過世帯数			影響率
	現 行	令和2年度	令和3年度	
基礎分	203世帯	168世帯	147世帯	0. 9%
支援分	211世帯	211世帯	211世帯	影響なし
介護分	80世帯	80世帯	80世帯	影響なし

[※]令和元年度確定賦課時資料から算出。

5 限度額超過となる収入(所得)額

3人世帯で限度額超過となる世帯収入(所得)は次のとおりです。

課税区分		現 行	令和 2 年度	令和3年度
基礎分	給与収入	約819万円	約875万円	約917万円
	(所得)	(約617万円)	(約668万円)	(約706万円)
支 援 分	給与収入	約793万円	約793万円	約793万円
	(所得)	(約594万円)	(約594万円)	(約594万円)
介護分	給与収入	約868万円	約868万円	約868万円
	(所得)	(約661万円)	(約661万円)	(約661万円)

[※]夫が給与収入、妻と子は収入なし。夫と妻が介護該当での試算。